

3. 特例基本手当の日額は

1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、休業開始日の前日（「一時離職」は離職日）以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」）のおおよそ50～80%（60歳以上65歳未満は45～80%）で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています

※「休業」の場合、高年齢被保険者は30歳未満の区分で計算します。

4. 支給を受けることのできる日数・期限は

支給を受けることのできる最大日数を「所定給付日数」といいます。

休業開始日の前日（離職日）時点の被保険者の種類、年齢、被保険者期間により以下の表で定められています。

① 一般被保険者

年齢	被保険者期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上		150日	180日	210日	240日

② 障害者等の就職が困難な方（本人申出必要）

年齢	被保険者であった期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上		360日

※「休業」の場合、高年齢・短期雇用特例被保険者は一般被保険者と同じ所定給付日数となり、高年齢被保険者は60歳以上65歳未満の区分を適用します。

また、受給期間が定められており、所定給付日数が残っていても受給期間を超える部分の受給はできません。

「休業」…激甚指定期限日「令和6年12月31日」まで

「一時離職」…原則として離職日の翌日から1年間

5. 支給時期・支給方法は

失業認定日にハローワークの窓口で失業の認定を受けた後、指定したご本人様名義の口座へ、**認定日翌日から金融機関の5営業日程度を目安**に入金されます（振込名は「コウセイロウドウショウシヨクギョウアンテイキョク」です）。

一定期間経過後も指定口座への入金を確認できない場合、お手続きしたハローワークへお問い合わせください。

6. 就職した場合

就職（「休業」における就業の再開、「一時離職」における再雇用を含む）が決まった時は、就職日の前日（土日祝の場合はその前日）に本人がハローワークの窓口で就職の届出を行ってください。

就業促進手当（再就職手当・就業手当）の対象にはなりません。

7. その他

① 離職することになった（雇用予約がなくなった）場合は、速やかにハローワークへ届出いただくと一般の求職者給付へ切り替えることができます（要件を満たせば、再就職手当・就業手当の対象となります）。

なお、「休業」で特例基本手当を受給していた方は、求職の申込が必要となります。また一般の求職者給付への切り替え後は、求職活動実績（客観的に確認できる仕事探しの実績）が必要となります。

② 特例措置により特例基本手当を受給された方は、休業（離職）前の被保険者であった期間は通算されません。就業の再開（再雇用）後、短期間で離職された場合や雇用継続給付（高年齢、育児休業、介護休業）等に影響が出る可能性があることをご承知おきください。

③ 所定給付日数の支給終了日までに就業の再開（再雇用）が困難など、一定の条件を満たした場合には給付が延長されます。（やむを得ない理由なく失業認定日に来所せず、不支給となった期間がある場合は対象となりません。）

※ご不明の点がございましたら、お手続きされたハローワークへお問い合わせください※